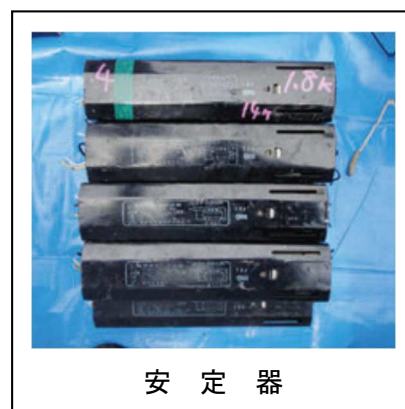


古い電気機器をお持ちの事業者の皆様へ

古い電気機器（変圧器やコンデンサー、蛍光灯安定器など）にはPCBが使用されている可能性があります。



PCB廃棄物やPCB使用製品は法律で定められた期間内に処分しなければなりません。

<福島県内の高濃度PCB廃棄物・高濃度PCB使用製品の処分期間>

変圧器・コンデンサー … 平成34年（2022年）3月31日まで

安定器及び汚染物質等 … 平成35年（2023年）3月31日まで

<福島県内の低濃度PCB廃棄物・低濃度PCB使用製品の処分期間>

平成39年（2027年）3月31日まで

古い電気機器をお持ちの事業者の方は、お持ちの機器にPCBが使用されていないか、電気主任技術者などに依頼して確認をしてください。（銘板確認のため、通電中の電気機器に近づくと感電の恐れがあり、大変危険です。）

PCB廃棄物やPCBが使用されている電気機器を発見した場合は、福島県県中地方振興局 県民環境部 環境課（TEL：024-935-1502）へ連絡してください。